

傍聴に関する注意事項

【傍聴することができない者】

- 1 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- 2 酒気を帯びている者
- 3 ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- 4 はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- 5 ラジオ・拡声器・無線器・マイク・録音器・写真機の類を所持している者。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りでない。
- 6 上記以外に、委員長の判断により傍聴させることが不相当と認める者

【傍聴人の遵守事項】

- 1 委員等の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 会議場において発言しないこと。
- 3 はち巻き、腕章等の示威的行為をしないこと。
- 4 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- 5 その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

【撮影、録音の禁止】

傍聴人は、会議場において写真・映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

【傍聴人の退場】

傍聴人は、次に掲げる場合、速やかに退場しなければならない。

- 1 委員長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 2 傍聴人が上記の遵守事項等に違反し、委員長が退場を命じたとき。

桑名市総務部 契約監理課
担当：契約調達係
TEL 0594-24-1409